

○二号

三三 老人の福祉に関する法律制定の請願(中川俊思君紹介)(第九九四号)

三四 高砂丸引揚者中不当抑留者即時釈放の請願(野坂参三君紹介)(第四二二号)

三五 引揚者の援護に関する請願(野坂参三君紹介)(第四六二号)

三六 広瀬村における引揚者及び戦災者住宅建設費国庫補助の請願(庄司一郎君紹介)(第二一六七号)

○堀川委員長 これより会議を開きます。

ただいま当委員会に付託になりました生活保護法案を議題といたしまして、まず厚生大臣より提案理由の説明を聴取することにいたします。林厚生大臣。

生活保護法案
生活保護法

目次

第一章 総則(第一條—第六條)	
第二章 保護の原則(第七條—第十條)	
第三章 保護の種類及び範囲(第十一條—第十八條)	
第四章 保護の機関及び実施(第十九條—第二十九條)	
第五章 保護の方法(第三十條—第三十七條)	
第六章 保護施設(第三十八條—第四十八條)	
第七章 医療機関及び助産機関(第四十九條—第五十五條)	
第八章 被保護者の権利及び義務(第五十六條—第六十三條)	

第九章 不服の申立(第六十四條—第六十九條)

第十章 費用(第七十條—第八十條)

第十一章 雑則(第八十一條—第八十四條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本国憲法第二十五條に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第二條 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第三條 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができ、るものでなければならない。

(保護の補足性)

第四條 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(この法律の解釈及び運用)

第五條 前四條に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

(用語の定義)

第六條 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給與し、又は貸與される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給與又は貸與によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給與又は貸與、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章 保護の原則

(申請保護の原則)

第七條 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度)の原則

第八條 保護は、厚生大臣の定める

基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない下足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第九條 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位)の原則

第十條 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章 保護の種類及び範囲

(種類)

第十一條 保護の種類は、左の通りとする。

- 一 生活扶助
 - 二 教育扶助
 - 三 住宅扶助
 - 四 医療扶助
 - 五 出産扶助
 - 六 生業扶助
 - 七 葬祭扶助
- 2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、單給又は併給として行われる。

(生活扶助)

第十二條 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

(教育扶助)

第十三條 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴つて必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第十四條 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(医療扶助)

第十五條 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施設
- 四 病院又は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

(出産扶助)

第十六條 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分娩の介助材料
- 二 分娩前及び分娩後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(生業扶助)

第十七條 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

(葬祭扶助)

第十八條 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 死体の運搬
- 二 火葬又は埋葬
- 三 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶

養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

第四章 保護の機関及び実施(実施機関)

第十九條 市町村長(特別区の存する区域においては、都知事とする。以下同じ)は、要保護者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、且つ、実施しなければならない。

- 2 保護は、要保護者の居住地の市町村長、居住地がないか、又は明かでないときは、現在地の市町村長が行うものとする。
- 3 要保護者の居住地が明かであつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、前項の規定にかかわらず、保護は、その者の現在地の市町村長が行うものとする。
- 4 前三項に規定する町村長の行う保護に関する事務は、政令の定めるところにより、他の市町村長に委託して行うことを妨げない。(指揮及び監督機関)

第二十條 この法律の施行について、厚生大臣は都道府県知事及び市町村長を、都道府県知事は市町村長を、指揮監督する。

2 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

(補助機関)

第二十一條 都道府県及び厚生大臣の指定する市町村は、この法律の施行について、都道府県知事又は

市町村長の事務の執行を補助させるため、社会福祉主事を置かなければならない。

- 2 社会福祉主事は、事務吏員をもつて充て、政令の定める資格を有する者の中から任用しなければならない。
- 3 社会福祉主事の定数は、政令の定める基準により、都道府県又は市町村の條例で定める。

(協力機関)

第二十二條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員は、市町村長又は社会福祉主事から求められたときは、市町村長及び社会福祉主事の行う保護事務の執行について、これに協力するものとする。

(事務監督)

第二十三條 厚生大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する官吏又は吏員に、その監督を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された官吏又は吏員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることが出来る。

3 第一項の規定により指定すべき官吏又は吏員の資格については、政令で定める。

(申請による保護の開始及び変更)

要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

- 2 前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。
- 3 第一項の通知は、申請のあつた日から十四日以内に行わなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

4 保護の申請をしてから三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、市町村長が申請を却下したものとみなすことができる。

5 前四項の規定は、第七條に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五條 市町村長は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 市町村長は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。

前條第二項の規定は、この場合に準用する。

(保護の停止及び廃止)

第二十六條 市町村長は、被保護者が保護を必要となくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は

廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八條第四項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(指導及び指示)

第二十七條 市町村長は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることが出来る。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(調査及び検診)

第二十八條 市町村長は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について、当該吏員に、その居住の場所に入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、市町村長の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることが出来る。

れたものと解してはならない。

4 市町村長は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは、歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができ、

(調査の嘱託及び報告の請求)

第二十九條 市町村長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の屋主その他の関係人に、報告を求めることができる。

第五章 保護の方法

(生活扶助の方法)

第三十條 生活扶助は、被保護者の居室において行うものとする。但し、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を養老施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に收容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に收容を委託して行うことができる。

2 前項但書の規定は、被保護者の意に反して、收容を強制し得るものと解釈してはならない。

3 市町村長は、保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得

て、第一項但書の措置をとることができ、

4 前項の許可は、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用に關しては、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第三十一條 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができ、

3 居室において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができ、

4 收容し、又は收容を委託して生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは收容の委託を受けた者に対して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

第三十二條 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

被保護者、その親権者若しくは後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)

第三十三條 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第三十四條 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九條の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法(昭和二十二年法律第二百十七号)の規定によりあん

摩師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)が行ふことのできる範囲の施術については、第五十五條の規定により準用される第四十九條の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

4 急迫した事情がある場合においては、被保護者は、前二項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

5 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(出産扶助の方法)

第三十五條 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五條の規定により準用される第四十九條の規定により指定を受けた助産婦に委託して行うものとする。

3 前條第四項及び第五項の規定は、出産扶助について準用する。

(生業扶助の方法)

第三十六條 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付

によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授與は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授與のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

(葬祭扶助の方法)

第三十七條 葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

第六章 保護施設

(種類)

第三十八條 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 養老施設
 - 二 救護施設
 - 三 更生施設
 - 四 医療保護施設
 - 五 授産施設
 - 六 宿所提供施設
- 2 養老施設は、老衰のため独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者に收容して、生活扶助を行うことを目的とする

施設とする。

3 救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

5 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

6 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られていた要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を與えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

7 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

(保護施設の基準)

第三十九條 保護施設は、その施設の設備及び運営並びにその施設における被保護者の数及びこれとその他の施設における利用者の総数との割合が厚生大臣の定める最低の基準以上のものでなければならぬ。

(都道府県及び市町村の保護施設)
第四十條 都道府県は、保護施設を設置することができる。

2 市町村は、保護施設を設置しよ

うとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が前條の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

4 保護施設を設置した都道府県及び市町村は、現に收容中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮小し、若しくは休止することができる。

5 都道府県及び市町村の行う保護施設の設備及び廃止は、條例で定めなければならない。

(公益法人の保護施設の設置)

第四十一條 都道府県及び市町村の外、保護施設は、民法第三十四條の規定により設立した法人(以下「公益法人」という。)でなければ設置することができない。

2 公益法人は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

一 保護施設の名称及び種類
二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名 住所及び資産状況
三 寄附行為、定款その他の基本約款
四 建物その他の設備の規模及び構造
五 取扱定員
六 事業開始の予定年月日
七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の名氏及び経歴

八 経理の方針

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九條に規定する基準の外、左の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。
二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。

三 保護の実務に当る幹部職員が厚生大臣の定める資格を有するものであること。

4 第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するために必要と認める條件を附することができ、

5 第二項の認可を受けた公益法人は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。

(公益法人の保護施設の休止又は廃止)
第四十二條 公益法人は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に收容中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明かにし、且つ、第七十條、第七十二條又は第七十四條の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(指導)
第四十三條 都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。

2 公益法人の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)
第四十四條 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務又は会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)
第四十五條 厚生大臣は都道府県に対して、都道府県知事に市町村に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命じ、又は第四十條第二項の認可を取り消すことができる。

一 その保護施設が第三十九條に規定する基準に適合しなくなつたとき。
二 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

三 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したとき。

2 都道府県知事は、公益法人に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一條第二項の認可を取り消すことができる。

一 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

二 その保護施設が第四十一條第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。

四 正当な理由がないのに、第四十一條第二項第六号の予定年月日(同條第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日)までに事業を開始しないとき。

五 第四十一條第五項の規定に違反したとき。

3 都道府県知事は、前項の規定により、事業の停止を命じ、又は認可を取り消す場合には、当該保護施設の設置者に対して弁明の機会を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(管理規程)
第四十六條 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び方針
 - 二 職員の定数、区分及び職務内容
 - 三 その施設を利用する者に対する処遇方法
 - 四 その施設を利用する者が守るべき規律
 - 五 被收容者に作業を課する場合、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法
 - 六 その他施設の管理についての重要事項
- 2 都道府県知事は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないとき、その管理規程の変更を命ずることができる。
- (保護施設の義務)
- 第四十七條 保護施設は、市町村長から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。
- 2 保護施設は、要保護者の收容又は処遇に当り、人種、信條、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。
- 3 保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

- 4 保護施設は、当該職員が第四十四條の規定によつて行入検査を拒んではならない。
- (保護施設の長)
- 第四十八條 保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。
- 2 保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることができると。
- 3 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。
- 4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたとき、すみやかに、市町村長に、これを届け出なければならない。
- 第七章 医療機関及び助産機関
- (医療機関の指定)
- 第四十九條 厚生大臣は、国の開設した病院又は診療所についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は医師、歯科医師若しくは薬剤師について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。
- (指定医療機関の義務)
- 第五十條 前條の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という)は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければなら

- ない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない。
- (指定の辞退及び取消)
- 第五十一條 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2 指定医療機関が、前條の規定に違反したときは、厚生大臣の指定した医療機関については厚生大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。
- (診療方針及び診療報酬)
- 第五十二條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、指定医療機関の所在する市町村(特別区を含む。この條において以下同じ)に国民健康保険(特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ)が行われているときは、その診療方針及び診療報酬の例により、指定医療機関の所在する市町村に国民健康保険が行われていないときは、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。
- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。
- (医療費審査)
- 第五十三條 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定

- 医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。
- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- (報告の徴収及び立入検査)
- 第五十四條 都道府県知事は、診療内容及び診療報酬を審査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して、必要と認める事項を命じ、又は当該職員に、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。
- (助産機関等の準用)
- 第五十五條 第四十九條から第五十一條までの規定は、この法律による助産扶助のための助産を担当する助産師及び柔道整復師について、第五十二條及び第五十三條の規定は、医療保護施設について準用する。
- 第八章 被保護者の権利及び義務
- (不利益変更の禁止)
- 第五十六條 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。
- (公課禁止)
- 第五十七條 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることができない。

- (差押禁止)
- 第五十八條 被保護者は、既に給與を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。
- (譲渡禁止)
- 第五十九條 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。
- (生活上の義務)
- 第六十條 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。
- (届出の義務)
- 第六十一條 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、市町村長にその旨を届け出なければならない。
- (指示等に従う義務)
- 第六十二條 被保護者は、市町村長が、第三十條第一項但書の規定により、被保護者を收容し、若しくは收容を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七條の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
- 2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六條の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
- 3 市町村長は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

(費用返還義務)

第六十三條 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に對して、すみやかに、その受けた保護金品に相當する金額の範囲内において市町村長の定める額を返還しなければならない。

第九章 不服の申立

第六十四條 被保護者又は保護の開始若しくは変更の申請をした者は、市町村長のした保護に關する処分に對して不服があるときは、その決定のあつた日から三十日以内に、書面をもつて、当該市町村長を経由し、都道府県知事に不服の申立をすることができ、

2 市町村長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び關係書類を添えて、これを都道府県知事に送付しなければならない。

第六十五條 都道府県知事は、前條第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、不服の申立が理由がないと認めるときは、決定をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があるとき、決定をもつて、市町村長のした処分を取り消し、若しくは変更し、又は市町村長に對し期間を定めて必要な保護の決定をすべきことを命じなければならない。

第六十六條 都道府県知事は、前項第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、不服の申立が理由がないと認めるときは、決定をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があるとき、決定をもつて、市町村長のした処分を取り消し、若しくは変更し、又は市町村長に對し期間を定めて必要な保護の決定をすべきことを命じなければならない。

2 前項の都道府県知事の決定は、不服申立書の送付を受けた日から四十日以内に、書面をもつて、不服申立人及び当該市町村長に通知しなければならない。

3 第二十四條第四項の規定は、前項の期間内に決定の通知がなかつた場合に準用する。

(厚生大臣に對する不服の申立)

第六十六條 第六十四條の規定による不服の申立をした者は、前條の決定に對してなお不服があるときは、その決定の通知を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を経由し、厚生大臣に不服の申立をすることができ、

2 都道府県知事は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び關係書類を添えて、これを厚生大臣に送付しなければならない。

(厚生大臣の裁決)

第六十七條 厚生大臣は、前項第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、不服の申立が理由がないと認めるときは、裁決をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があるとき、裁決をもつて、都道府県知事の決定を取り消し、又は変更すべき点を指示して、事件を都道府県知事に差し戻さなければならない。

2 前項の厚生大臣の裁決は、不服申立書の送付を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、不服申立人及び当該都道府県知事に通知しなければならない。

3 第二十四條第四項の規定は、前項の期間内に裁決の通知がなかつた場合に準用する。

(手続)

第六十八條 この章に定める不服の申立、審査、決定及び裁決の手続については、政令で定める。

(訴の提起)

第六十九條 この法律に基く行政庁の決定に不服のある者は、その処分に關し行政庁の行つた事実の認定及び法律の適用につき裁判所に訴を提起することができ、

第十條 費用

(市町村の支弁)

第七十條 市町村(特別区の存する区域においては、都とする。以下同じ)は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 この法律の施行に伴い必要な市町村の人員費及び事務費(以下「行政費」という。)

二 第二十二條の規定による民生委員の職務執行に對する実費弁償に要する費用(以下「民生委員費」という。)

三 第三十九條第二項又は第四項の規定による保護の実施に要する費用(以下「保護費」という。)

四 第三十條第一項但書、第三十三條第二項又は第三十六條第二項の規定により被保護者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託した場合に、これに伴つて必要な保護施設の事務費(以下「保護施設事務費」という。)

五 第三十條第一項但書の規定により被保護者を適當な施設に收容し、又はその收容を適當な施設若しくは私人の家庭に委託した場合に、これに伴つて必要な事務費(以下「委託事務費」という。)

六 第四十條第二項の規定により市町村が設置した保護施設に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の支弁)

第七十一條 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 この法律の施行に伴い必要な都道府県の行政費

二 第四十條第一項の規定により都道府県が設置した保護施設の設備費

(維持支弁)

第七十二條 市町村は、政令の定めるところにより、その区域内に所在する保護施設又は指定医療機関に對し、他の市町村が支弁する保護費及び保護施設事務費を、一時繰替支弁しなければならない。

2 第十九條第三項の規定による保護が行われた場合においては、被保護者の居住地の市町村が保護費、保護施設事務費及び委託事務費を支弁し、現地の市町村が一時的これを繰替支弁しなければならない。

(都道府県の負担)

第七十三條 都道府県は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 第七十條第二号の民生委員費の四分の一

二 第二十三條第三号から第五号まで並びに前條第二項の保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の二。但し、被保護者が同一市町村に引き続き一年以上居住しているものであるとき、又は現に被保護者と同居しているその者の扶養義務者が現に居住している市町村に引き続き一年以上居住しているものであるときは、その十分の一

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

2 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定める。

(都道府県の補助)

第七十四條 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一條の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その保護施設を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。

二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに收容若しくは供用の余力がないとき。

2 第四十三條から第四十五條までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に對する監督については、左の各号による。

一 厚生大臣は、その保護施設に對して、その業務又は會計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることが出来る。

二 厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することが出来る。

三 厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することが出来る。

(国の負担)

第七十五條 国は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 第七十條第二号の民生委員費の二分の一

二 第七十條第三号から第五号まで並びに第七十二條第二項の保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

三 第七十條第六号の設備費の二分の一

四 第七十一條第二号の設備費の二分の一

五 第七十四條第一項の規定により都道府県が補助した設備費の三分の一

(遺留金品の処分)

第七十六條 第十八條第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、市町村長は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に

充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることが出来る。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に對して優先権を有する。

(費用の徴収)

第七十七條 被保護者に對して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することが出来る。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、市町村長と扶養義務者の間に協議が調わなるとき、又は協議をすることができないときは、市町村長の申立により家庭裁判所が、これを定める。

3 前項の処分は、家事審判法の適用については、同法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

第七十八條 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があつたときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することが出来る。

(返還命令)

第七十九條 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に對して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。

一 補助金又は負担金の交付條件に違反したとき。

二 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。

三 保護施設の経営について、營利を図る行為があつたとき。

四 保護施設が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

(返還の免除)

第八十條 市町村長は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があることを認めるときは、これを返還させないことが出来る。

第十一章 雜則

(後見人選任の請求)

第八十一條 被保護者に、親権者及び後見人の職務を行う者がないときは、市町村長は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(実施命令)

第八十二條 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第八十三條 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法(明治四十年

法律第四十五号)に正條があるときは、刑法による。

第八十四條 第四十四條第二項、第五十四條第一項若しくは第七十四條第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八條第一項、第四十四條第一項若しくは第五十四條第一項の規定による当該吏員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(生活保護法の廃止)

2 生活保護法(昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という)は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4 この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

5 市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行の際現に旧法第七條第二項の規定による認可を受けて保護施設を経営する者が、この法律の施行後引き続きその保護施設を経営するときは、この法律の施行後三月間、その保護施設は、この法律に基いて認可され

た保護施設とみなす。

6 この法律の施行前において、生活保護法施行令(昭和二十一年勅令第四百三十八号)第六條又は第七條の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7 この法律の施行前にした違反行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第十四号の次に次の一号を加える。

十四ノ二 生活保護法ニヨル保護施設ノ經營ヲ目的トスル法人ガ保護施設ノ用ニ供スル土地及ビ建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(號替規定)

9 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

○林國務大臣 ただいま上程されました生活保護法案につきまして、その提案理由を説明いたします。本案は、現行の生活保護制度にかわ

る新たな制度を創設しようとするものではなく、現行の制度を強化拡充し、よりよい制度たらしめようとするものでありまして、いわば生活保護法改正案とも申すべきものであります。生活保護法が、昭和二十一年十月一日に施行されてから、今日に至るまでの間、救済福祉に関する基本的法律として果して参りました重大かつ効果的な役割につきましては、あらためて申すまでもないところでありますが、わが国現下の情勢より見ますとき、こしはらくの間は、この制度の保護に依存しなければならぬ者の数の漸増することが予想されますので、この際、この制度を急速に整備強化することが必要となつて参つたのであります。

特に昨年以来当国会においても、きわめて緊急なる問題として取上げられました未亡人母子保護の問題、あるいは遺族援護の問題等を通じて、はしなくも現行制度における各種の欠陥が指摘せられ、遂に昨年九月十三日、内閣に設けられました社会保障制度審議会から、現行の生活保護制度を緊急に改善強化し、もつて当面の緊迫せる情勢に対応すべき旨の勧告を受けるに至りましたので、政府におきましてはこれらの要請に応じまして、現行の生活保護制度を真に憲法第二十五條の定める理念にふさわしいものたらしめるよう、ここに生活保護法の全面的改正を提案することとしたのであります。

今回の改正におけるおもなる点を申し上げれば次の通りであります。

第一に、この制度を憲法第二十五條の規定に疎れた、国民の生存権保障の理念を体现するにふさわしいものと

したことであります。もとより現行の制度のもとにおきまして、この法律による保護は、慈善的、恩恵的のものとして行われるのではなく、国の責務として行われる建前をとつては、あります。第一、今回の改正におきましては、第一章總則におきまして、国民は一定の要件のもとにおいて、この法律による保護を当然に受ける権利ある旨を明らかにいたしますと同時に、第二章保護の原則、第三章保護の種類及び範囲、第五章保護の方法等におきまして、この法律によつて行われる保護の内容を、法律において規定することにより、慈善的色彩の一端を期したのであります。

第二に、この法律による保護に対して不服申立ての道を開いたことであります。すなわち第一審を都道府県知事の決定とし、第二審を厚生大臣の裁決とする不服申立ての制度を、法律上の制度として確立することとしたのであります。

第三に、この法律の実施に当るもの主体を、訓練された有給専門の職員とし、民生委員は、これに協力するものたることを明らかにしたことであり、民生委員の関與により、生活保護制度が国民にきわめて親しみやすいものとなつていく長所は、高く評価されるべきであります。他面、責任者にあらずるものに、あまりに多く依存することは、法の執行における公の責任をあいまいにするきらいがありますので、今回の改正においては、法の運営における両者の責任区分を明確にするにとともに、両者の協力体制を今後とも維持することとしたのであります。

第四には、教育扶助及び住宅扶助の

制度を創設したことであります。現行の制度のもとにおきまして、教育費だけが調達できないとか、あるいは住居費だけが調達できないとかいうものを保護するに十分ではありませんので、これまでの生活扶助、医療、助産、生業扶助、葬祭扶助の五つの種類のほか、新たに教育扶助及び住宅扶助を設けまして、保護に遺憾なきを期することとしたのであります。

次に第五に、医療機関について、指定制度を設け、監査制度を実施することとしたことであります。生活保護法により、医療保護を受けているものために使用されている費用は、保護費総額の約四五%に達しておりますので、今回の改正におきましては、医療機関の指定制を確立するとともに、その診療方針及び診療報酬は社会保険のそれに準ずるものたることを明らかにいたしました。あわせてその請求を監査し得る道を開き、濫徴徴収をなからしめるようにしたわけであります。

以上が本案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御協賛あらんことを望みますとともに、詳細につきましては政府委員から御説明申し上げることがあろうかと思ひます。

○堀川委員長 お諮りいたしますが、本法案は本日当委員会に付託されたのであります。本法案の付託以前に、生活保護法に關しまする点は、回を重ねまして政府当局より説明を聴取したり、質疑を行つたことがあるのであります。そこで法案は一般の関心及び目的を有する重要な事案と考えられ、かつ派遣委員の諸君におかれまして、本法案の審査のために公聴会を開くことを希望されているようでありま

す。そこで公聴会を開くためには、衆議院規則第七十七條によりまして、あらかじめ議長の承認を得なければならぬことになつてゐるのであります。そして、その後に諸般の手続をとるという順序になつております。つきましては生活保護法案について公聴会を開くため、議長に承認要求書を提出することに御異議はありませんか、よろしく。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。次に議長の承認を得ましたならば、案意見を閣下とすることになります。期日、その他の手続を定めねばならぬ。これにつきましてもは理事会を開き十分協議いたしたいと存じます。が、御意見がございましたらこの際御発言願ひたいと存じます。御意見がなければさよう決定いたして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 それでは理事会でお諮りすることにいたします。

○堀川委員長 次に厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案は前会で討論が終局されてゐるのであります。つきましては、これより厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

な。議長に提出する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 では御了承願ひます。

○初田委員 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の審議は、前委員会でもつて、共産党の反対を押し切つて打切られたのであります。が、その際委員長は、この問題は一応質疑は打切つても、その後また係の人を呼んで来て、さうして随時質問はさせるといふことをおつしやつたのであります。本日は幸いに厚生大臣がおいでになつておりますので、この件に關しまして、問題の採決とは離れて、一、二点質問いたしたいと思ひますがよろしゅうございませうか。

○堀川委員長 ちよつと待つてくださ

○重委員 今回政府におきまして、現行水道條例の不備を全面的に改正する必要があるため、水道法案を提出すべく準備をしてゐると承つてゐるのであります。この際本委員会におきましても独自の立場から、現行水道條例が現実に沿わぬ数々の不合理があることを認められるのであります。特に、公衆衛生的見地よりいたしまして、われわれの日常生活の大切な一部分をなしてゐる水道でありますから、特に慎重に調査研究をする必要があると考えられるのであります。よつてこの際本委員会内において、水道法に對しまして小委員会を設置されて、その小委員会において十分調査研究をしたいと思ひますから、この際小委員会設置について提案いたす次第であります。

○堀川委員長　ただいま丑委員より、水道法に関する小委員会を設置したらどうかという動議が提出されたのであります。当委員会に設置するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○堀川委員長　ではさよう設置することにしたしまして、小委員長、小委員の人は選任理事会に置いてお諮りいたしまして決定することにしたしたい、かように存じます。

○堀川委員長 刈田君。

○荻田委員 厚生大臣にお伺いいたします。厚生年金が本年一月末におきまして百八十一億円の積立金を持つて、それが大蔵省の預金部に入っていることは御承知と思うのであります。この厚生年金は、言うまでもなく主として労働者が、その零細な給料の中から積み立てたお金でありまして、これに

対しましては、日本の全組合から、この金を労働者の福祉に使いたいという声が強いのであります。これは昨年来、厚生大臣にもしばしばお願いしておつたことと思うのでありますが、これにつきまして大臣として、どういうようにな大蔵省との間の交渉をなさいましたか。この点についてお聞きしたいと思います。

○林國務大臣　ただいま菊田委員からのお話はごもつとものことと考えまして、大蔵大臣とは終始機会あるごとに御相談をいたしております。これと似通つた問題は御承知の簡易保険の問題にもあります。ともかくこれは進んでおりますが、不幸にいたしましていろいろな関係より、まだその実現を見るまでに至つておりませんけれど

も、一面その方向といたしましては、あるいは近く、これを全部のものということにあらずして、若干のものは、無事に償還し得られる方面については、厚生年金を社会事業的な方面に使い得られるようになくあいに進んで行くのではなからうかということを期待いたしましたしております。なおこの上とも盡力いたしたいと考えております。

○**荻田委員** ただいまの厚生大臣のお

話は、せんだつての委員会でもつて保険局長の方から、大体積立金の一割くらいのもを労働者の住宅の方面に用いられるのではないかというようなお話があつたのですが、そのことでしやうか。それともまた別個でございましょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○林國務大臣　そのことも加わつて、大体その方面に向つておるわけでありませう。

○**荊田泰眞** そうすると、もしこの住宅ということになるかと、これはぜひいう方法で労働者がその住宅難を解消することができるか。どういう方法でそれが渡るかというような、もう少し具体的な方面のことがおわかりです。たら、御説明願います。

○林國務大臣 私の方ではそれらの問題につきましては、大蔵省あたりと折

衝しております。なお大蔵省ばかりでなしに、その筋とも関係があることでありますし、いろいろ交渉いたしております。

○菊田委員　それでは、これは具体的なことはおわかりにならないと思うので、もしわかりましたら至急またその点につきまして、委員会では御答弁を願いたいと思います。

さらにもう一つお聞きしたいことは、先ほどの銀行局長の御答弁によりますと、この積立金の相当額が、二十五年には金融方面に使われるというこ

とが発表されたのであります。そういう方面の使い方について、厚生大臣としてはどういふうな御所見をお持ちになりますか。適当であると思えます。その点について御意見を伺います。

○林國務大臣　御意見の通り、適當だと思ひますが、まだ私どもはその点について大蔵省との話は進んでおりません。

○菊田委員 私は適当だと思つていな
いわけであります。つまり現在の、言
われておる金融恐慌を解決する一つの
手段として、そういうお金を持つて来

て使うということは、私どもとしてはこれはとんでもないことだと思ひます。もちろんそれは解決されなくちや

ならないのですが、それは別個な方法を考えてもらいたいと思う。そうでなくて、そういうところに金があれば、それを労働者が要求している福祉の方で大巾に用いてもらいたいということをお願いしておるのであります。それを厚生大臣が御賛成になるということ

は、私どもとしてはやはり労働者の非常に困つておる窮状について、十分御

○林國務大臣　大藏省の方針をそこま
理解が行つていないじやないかと思
いますが、その点は非常に私としては殘
念なことだと思ひます。

でよく伺っておりますが、困られておる方々に対しての金融の問題であるという事柄につきましては、大蔵省の案なども参考に供して、その中で正確に償還できるようなものにはさしつか

えないのではなからうか。またかえつてその方がいいのじやなからうかと思つて、お答えいたしましたわけでありま

○**荊田委員** ただいまの大臣の答弁は、その金は労働者の金詰まりを解決されるために貸していただけのようなふうにお答えでしたが、そうじやなくて、銀行局長がおつしやつたのは、これは金融債の応募が何かの、もつと大

大きな方面の——労働者でなくて、大きな資本家への融資というような御答弁があつたわけですが、今大臣がおつしやつたように、ほんとうに労働者が貸してもらいたいという厚生資金とか、生業資金のような形で貸してもらへるものであれば、それは私どもとしても当然だと思ふのですけれども、銀行局長

のお答えはそうではないのですから、
ぜひ今大臣が御答弁になつたような方
向で――これは結局労働者の金なんで

すから、いわゆる労働者の生活の困難を打開するための資金に出してもらふように、ぜひひとつただいまの御答弁を御希望で御努力願いたいと思います。

○中川委員 この問題は、この間銀行局長が参りまして、詳細な報告を出す

ということになつておつたのであります。すが、ただいま刈田委員の御指摘にな

つたような、大きな方面にばかり出して
おるかどうか。あるいは労働者に直
接金融しなくても、労働者の福祉にな
るような方面に出しておるかもしれない

せん。ですからそういうような点について、ここできかに論議してみてもし
ようがないのですから、銀行局長からし
はつきりした資料をもらつてからにし
てもらいたいと思います。

○荏田委員　中川委員の御質問は違つておるのであります、私が資料を要求いたしましたして、かつ銀行局長が資料を出すとおつしやつたのは、そういう

なくて、すでに二十四年度にこれが地方債となつて各地方公共団体に出ておる金が、どういふふうに配分されておるかということの資料であつて、二十五年年度の運用についてまだ出してない

い。ただいま計画しているという御答弁ですが、これはぜひ、ただいま副総理がお答へになつたような、そういう労働者の生活の打開の方に使えますように、さらに御努力をお願いしたいと思います。

○中川委員 二十四年度の方もよく伺つてみて、二十四年度のそれに基いて

また二十五年度もそういう計画がある
かもしれないから、ですから二十四
年度のをよく伺つた上に、ひとつして

○堀川委員長　それでは本日の諸願の日程の審査に入ることになりました。まず日程第二九、文書表第三二〇号、これを議題といたします。紹介議員の説明を求めることにいたします。荻田幸

員。
○**荻田委員** この請願の趣旨は、第十

次改訂による生活扶助の基準額は、保護を受ける標準五人世帯、平均五千二百円程度となつておるのであります。が、これは今日の勤労者の家計調査の

実情から考えても、あまりに低きに過ぎることが明らかであります。この五千二百円という基準に対しましては、医療扶助、無料医療券が交付されるのであります。療養中に医療扶助打切

第三〇号、日程第三一、文書表第一一〇六号、この二案を一括上程いたします。――紹介議員に説明してもらうのでありますが、お見えになりませんから、かわつて亘委員に説明をお願いいたします。

○亘委員 これは、消費生活協同組合に対する緊急融資及び消費生活協同組合

合中央金庫設置の請願であります。

本請願の要旨は、第二国会において消費生活協同組合法が制定され、昭和二十四年十月末日においては六百八十四の同組合が設立され、出資総額は一億一千万円、二百万余の組合員を擁している。しかるに、組合活動に必要な資金的措置が全然確立されておらず、最近の一般市中金融機関の無理解な融資引締めによつて、組合の経営はきわめて困難な段階に当面している。ついで、同組合に対する当面の緊急措置と特殊金融機関の設置とを講ぜられたといふのであります。

○堀川委員長 政府に御意見があらましたら、発言を願います。

○木村(忠)政府委員 消費生活協同組合の健全な発展のためには、これに対する必要な資金を円滑に融通することが必要であると考えらるべきであります。本法案を提案いたしました際にも、一応この問題を考慮いたしておつたのであります。各種事情から、この組合について特別な措置が講ぜられなかつたことは、本組合自身の発展のためにも、まことに遺憾に存じておる次第であります。この融資の点につきましては、いろいろの方法を考究し、現在では国民金融公庫による融資の道を開くことにいたしました。この点につきましては国民金融公庫当局の非常な御理解により、健全なる組合に對しましては相当の融資が行われたのであります。今後とも同公庫の資金のわくが広まるに従ひまして、逐次それが増すことに努力いたしておる次第であります。なおそのほかに中小企業の資金融通のために、組合を設置いたすことができないことに相なつておりますが、これに

ついては消費生活協同組合そのものとうらはらになるような組合をつくる方を講じて、信用事業を同時に行う機関につきましては、かような方法を金融関係当局との間に付けて、この点についても消費生活協同組合を指導いたしまして、この措置をとるようにならしておるのであります。こういうような信用事業との特別な関連をいたして行きましたならば、これによりましてその方面の緩和も、若干できるのではないかと考えておる次第であります。

なお消費生活協同組合中央金庫の設置につきましては、われ／＼事務当局といたしましては、その旨を非常に熱望しておるのでありますけれども、特殊の金庫を設置することにつきましては、現在のところ金融関係当局において、その設置に賛成をいたさないののであります。消費生活協同組合への融資のための金庫の設置につきましては、できるだけ努力して参りたいと考えております。

○堀川委員長 次は日程第三三、文書表第九四号を議題といたします。――紹介議員がお見えになりましたので、かわつて巨委員に説明を願います。

○巨委員 本請願は老人の福祉に関する法律制定の請願であります。請願者は東京都杉並区上高井戸三丁目八百四十八番地全国養老事業協会長中川望といふのであります。

本請願の要旨は、戦後社会状態の急激な変化により老人の生活ははなはだしく困難となつてゐる。すでにわが国には、児童には児童福祉法があり、身

体障害者にもそれ／＼福祉法があるが、ひとり老人に対する福祉の施策が講ぜられていない現状にかんがみ、すみやかに老人の福祉に関する法律を制定されたいといふのであります。

○堀川委員長 政府側の御意見を願います。

○木村(忠)政府委員 扶養する適当の者のいない老人の生活がきわめて不安であるといふことは、結局国民の生活全体に不安を與えるものであると考えるのであります。老人に対する各種の福祉施策がきわめて必要であらうと考へておるのであります。現在生活保護法によつて、生活困難な老人に對し必要なる生活費を支給することにいたしておりますが、なお生活保護法による保護施設としても、特に養老施設の拡充についてもできるだけ努力いたしまして、これによつて老後の不安をできるだけ一掃いたすようにいたしたいと考へ、努力いたしておる次第であります。問題となるのは、そういう生活保護法に該当しない者で、適当なる扶養いたすべき子女がいないとか、子女と同居して扶助を受けることが適當でないといつた者をどうするかという点であります。これらにつきまして、法律をもつて具体的に適當なる福祉をはかることが考えられましたならば、これを立法化することにつきましては、われわれとしましてはも何ら異議はないのであります。ただいまその方面については、各方面の実情等を調査しておるような次第でございます。

○堀川委員長 次は日程第一、文書表第二七号を議題といたします。――紹介議員がお見えになりましたので、その代理といたしまして、中垣議員にお願いいたします。

○中垣國男君 ただいま議題となりました熊本県荒尾市、市立荒尾病院を国立に移管の請願でございます。その要旨は本病院は元陸軍第二造兵廠内にあつたのであります。これを市が一時的に使用の認可を受けて、住民の医療施設の一環としてこれを経営して参つておるのであります。土地、建物及びおこなはる医療器具はすべて現在でも国有になつております。荒尾市は人口六万三千余でありまして、医療機関を利用してあります者を大別いたしますと、大体半数は本市の特殊事情といたしまして、三井鉱山関係の従業員でありまして、これらの者はいづれも、鉱山関係の病院を利用してありますが、残りの半分は一般の開業医並びにこの市立病院を利用しておるのであります。しかしながら軽易なる疾患は開業医等を利用して手術をしておるのでありますけれども、入院を要するような重病患者は従来遠く福岡、熊本方面の総合病院を利用しておりました。本市は市民生活の安定、福利確保を痛感いたしまして、国有財産の貸與を受けて、四月より市立病院として発足いたしました。総合病院としての機能を發揮するよう努力いたしておるのであります。

しかしながらその経営は、現下の客観情勢よりいたしまして、貧弱なる市政においては非常なる困難を伴つておるのであります。国有財産を借用いたしながら、しかもかくのごとき状態でありまして、市議会の要望もありませんから、この際各位の御賛成を願ひまして、ぜひ御採択になるよう、請願の趣旨を説明した次第であります。

○堀川委員長 この際政府側の御意見を願います。

○久下政府委員 荒尾病院を国立病院として運営することにつきましては、御請願であります。これは私もただいまのところの考え方といたしましては、現在の国立病院を簡素的にふやして行くといふことにつきましては、まだ方針として何も考えおらないのであります。従ひまして一般的な方針といたしましては、ただいまのところ具体的にさような考えがないといふことを申し上げる以外にないのであります。が、御承知のように、現在国立病院は特別会計をもつて運営をする建前になつております。私も承知いたしております。荒尾病院は規模も小そうございまして、従つて事業費に比較いたしまして、事務費が非常に多くなる病院のように承知をいたしておるのであります。国立病院としてやります以上は、相當の規模にいたし、また総合病院になるようにいたさなければならぬと思ひますので、さうな意味合いから、今ただちに国立病院としてお引受けをいたすといふことにつきましては、私どもとして明確な答えをいたしかねる事情にあるのであります。なおこの点につきましては、いろいろと関連をいたした事項もあつたので、十分検討をいたしまして、事情が許しますならば、御趣旨に沿うよう努力いたしたいと考えております。

○堀川委員長 次は日程第二七、文書表五五八号を議題といたします。――紹介議員の御説明を願います。内海安吉君。

○内海安吉君 本請願の要旨は、戦後社会状態の急激な変化により老人の生活ははなはだしく困難となつてゐる。すでにわが国には、児童には児童福祉法があり、身

体障害者にもそれ／＼福祉法があるが、ひとり老人に対する福祉の施策が講ぜられていない現状にかんがみ、すみやかに老人の福祉に関する法律を制定されたいといふのであります。

○堀川委員長 政府側の御意見を願います。

○木村(忠)政府委員 扶養する適当の者のいない老人の生活がきわめて不安であるといふことは、結局国民の生活全体に不安を與えるものであると考えるのであります。老人に対する各種の福祉施策がきわめて必要であらうと考へておるのであります。現在生活保護法によつて、生活困難な老人に對し必要なる生活費を支給することにいたしておりますが、なお生活保護法による保護施設としても、特に養老施設の拡充についてもできるだけ努力いたしまして、これによつて老後の不安をできるだけ一掃いたすようにいたしたいと考へ、努力いたしておる次第であります。問題となるのは、そういう生活保護法に該当しない者で、適当なる扶養いたすべき子女がいないとか、子女と同居して扶助を受けることが適當でないといつた者をどうするかという点であります。これらにつきまして、法律をもつて具体的に適當なる福祉をはかることが考えられましたならば、これを立法化することにつきましては、われわれとしましてはも何ら異議はないのであります。ただいまその方面については、各方面の実情等を調査しておるような次第でございます。

○堀川委員長 次は日程第一、文書表第二七号を議題といたします。――紹介議員がお見えになりましたので、その代理といたしまして、中垣議員にお願いいたします。

○中垣國男君 ただいま議題となりました熊本県荒尾市、市立荒尾病院を国立に移管の請願でございます。その要旨は本病院は元陸軍第二造兵廠内にあつたのであります。これを市が一時的に使用の認可を受けて、住民の医療施設の一環としてこれを経営して参つておるのであります。土地、建物及びおこなはる医療器具はすべて現在でも国有になつております。荒尾市は人口六万三千余でありまして、医療機関を利用してあります者を大別いたしますと、大体半数は本市の特殊事情といたしまして、三井鉱山関係の従業員でありまして、これらの者はいづれも、鉱山関係の病院を利用しておりますが、残りの半分は一般の開業医並びにこの市立病院を利用しておるのであります。しかしながら軽易なる疾患は開業医等を利用して手術をしておるのでありますけれども、入院を要するような重病患者は従来遠く福岡、熊本方面の総合病院を利用しておりました。本市は市民生活の安定、福利確保を痛感いたしまして、国有財産の貸與を受けて、四月より市立病院として発足いたしました。総合病院としての機能を發揮するよう努力いたしておるのであります。

○内海安吉君 厚生省御当局が療術の科学的調査に着手せられて、いろいろ御配慮を煩わしておられる点に對しましては、組合員一同が心から感謝の意を表しておるような次第なのでございます。私はこの問題につきまして、第一回国会以来絶えず療術がわが國民の治療保健上、その福祉増進に寄與しつつあることを認めまして、その保護助長を主張して来ましたが、御当局においては主として療術に対する科学性が究明されておらぬことを理由に、この問題を拒否されて来たのであります。幸にもわれわれの主張を入れられて、昨年の四月に五十万円の調査費を支出くださりまして、全国五箇所、北大医学部、東大医学部、東京医大、横浜医大、九州医大（別府温熱研究所及び国立龍川病院）において、一流の学者陣を動員し、療術師を試験台に乗せて、その科学的研究に着手せられたことは、当局の療術に対する御理解と誠意ある態度に對しましては深く感謝の意を表するものであります。

まず第一に承りたいことは、各療術調査所におけるその後の結果がどうなつておるか、すなわち療術（手技療法、電気療法、温熱療法、光線療法）が無害にして有効であるか。そしてその科学的証明が裏づけられたかという点について、この際久下次長さんより、中間報告なり御説明なりを承られればまことにけっこうでございます。

第二は療術の療術効果が科学的に立証された場合、この療術師法制定に関する諸願に對し、いかなる御措置をとられるお考えであるか、この点に對して御答弁を願いたいと思つたのでございます。申すまでもなく、政府が今回と

りつつある療術調査は、われわれがかつて厚生委員として、本委員会において、國民の治療保健上有益なものは、一日も早く法律第二一七号第十九條を改正してその禁止を解き、彼らの身分を保護し、その業を助長すべきであることを絶えず主張して参つたのであります。

その結果療術調査に着手されたことと確信しておるものであります。この際療術に科学的な医学理論が裏づけされたときには、当局として彼ら療術師の身分を保護し、その業を助長させて、國民の保健福祉の増進をはかられるお考えがあるかどうか、これが第二点であります。

第三点は、療術師法の制定を要望するのであります。政府は財政緊縮の苦しい予算の中から、特に本年度に五十万円をさして療術調査にとりかかれたい熱意と誠意には、重ねて感謝するものであります。この際特に政府御当局の御同情を得たいことは、全国療術業者の団体である全国療術協同組合においては、地方組合の療術師を動員し、この療術調査の衝に當らしめておるが、その数四十余名に上り、これらの人々の生活費をも全療術組合みずからが支出負担しておるような次第でありまして、その費用は厚生省補助金の五倍にも達しておるような実情であるのであります。この点からもすみやかに本問題を処置されまするならば、まことに望外の幸いとするところなのであります。

第四に、実力ある者を救済せられたというのであります。われわれがこの療術師法の制定をさつきゆに要求するいま一つの理由のあることを、この機会に政府当局に申し述べておきたいのであります。第一は営業中失格した者の救済である。これは昭和二十三年十二月二十日公布の法律第二一七号によつて現在の療術業者がその営業権を認められたのであります。しかしその適格者を査定するにあたり、政府は昭和二十二年九月二十日まで開業したる者とここに一線を画したために、九月二十日以後、この法律公布の日まで開業してゐた者は看板をはずさなければならなくなつたという不幸な業者は、全国に二千六百余名あるという事実なのであります。

第二は、當時は戦後幾ばくも経なかつたので、業者は都心空爆を避けるために僻地に疎開営業しておりました。昭和三十二年三月末日までの届出をしなければならなくなつた。これが全国で約三百余名あります。

第三は、実力あつて届出せざる者の失格者であります。これは北海道、秋田、福島等の地方庁においてその試験を受け、それに合格したが、法律の制限を受けて失格した者、及び実力は十分あるが、助手をしてゐたために失格した者、合せて千二百余名あります。

第四は、外地すなわち朝鮮、台湾、滿洲等において営業し、引揚者として帰国した者及び戦時中召集され、その復員が届出に間に合はず、失格しておる者の数は約千七百七名以上、全部で五千八百余名に達しておるのであります。これらに對して何とか救済の道を講じてもらいたいというのであります。

なお全療術組合に、所屬しておる業者は、議員会館で治療しておりますから、御承知のこととは思いますが、決して新興宗教を名乗つてインチキ治療をし、社会の人々をまどわすような業者ではなく、ここ三年間にわたり地方衛生部及び保健所と緊密な連絡のもとに、学問的、技術的、長期間の講習を開き、引續き療術研究所を全国五十四箇所に開設して、まじめに修業しております。そして療術の立法化を冀切らぬようにと涙ぐましい努力を拂つております。しかるに多數の業者中には、将来新法律が公布された場合には、当然その恩典に浴するものというふうな、この修業機関に参加せぬ者があります。これは昭和二十二年第一国会の厚生委員会の席上、東政府委員が業者みずから修業するように努め、また指導したいと申されましたから、この見地からこれら怠慢な業者に對しては、このまま看過せずに、地方衛生部を通じて、各保健所等から、それら警告して、自發的に修業しつつある全療術組合の傘下に集められるように特に御考慮をお願いしたのであります。

以上私の諸願に對する説明であり、また久下次長に對する御質問の要点なのでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀川委員長 政府側の御意見がありまして、発言を許します。

○久下政府委員 まず最初に療術行為に関する調査のことでありまして、お話を通し本年度五十万円の調査費がとれまして、ただいま御指摘のようないくところ、それら委託をいたしました。研究を継続してもらつておるわけでありまして、二十五年におきましては、ただいま国会において御審議をしていただくおききです。

同額の費用が支出せられるようにお願いしておるのであります。私もたいしたしましては、国会の御決定がありまして、現在やつております研究をさらに継続して、徹底したいと思つておる次第であります。

最初にこの中間報告でもというお話でございまして、何分、実は本年度の予算を、最も合理的に使用をいたしますために、最初に適当な研究者を選ぶということが第一の問題であり、引續きこの選定された研究者との間に、具体的な打合せ等がございましたために、二十四年度に入りまして数箇月をこゝろした準備に費してしまつておるのであります。それから正式に私どもの方から、調査研究を依頼をしたところ、実情でございまして、ただいまのところ各委託研究先から、私どもの方に報告をもらつておりませんが、せつかくのお話でございまして、今日のところは、中間報告として申し上げる資料を持つておらないことを御了承いただきたく思います。この調査研究の結果得ました結論をどう扱うかということでありまして、この点は現在のこれに関する法律制定の際に、厚生大臣からも申し上げました通り、科学的にいひものであるという結論が出ますならば、これが立法化をすることは、政府の方針であるということを申し上げておるはずでございますが、私もたいした調査研究の結果を待つておる次第でございまして、ただこれには申すまでもなく二つの問題がございまして、療術行為そのものの科学的な効果というものが明確にされますると同時に、その療術行為をいたしますために、どの程

度の資格の者がやつたらよいからといふ、第二段の問題を検討してからならなければならないわけでございます、私どもとしては調査研究を委託いたしました際には、この両面をそれ／＼研究、回答してもらうようにいたしてありますが、あとの方の問題は、ひとり研究者の意見のみならず、あるいは各方面の専門家の意見を聞かなければならないとも考えております。いずれにいたしましても、そうした点につきましても合理的な結論を得ました上で、適法な措置をとりたいと考えております次第でございます。

次にお話のございました全療協組合の組合員の方々、あるいは役員の方々が、進んでこの調査研究に御協力願つておる点でございます。当時私どもは五十万円の予算では、とうてい十分な調査研究ができたとは思つておらなかつたのであります。幸いに関係業者の犠牲的な御協力によりまして、この予算が御指摘のように数倍の効果をおぼえておることは、私ども自身も感謝をいたしておる次第でございます。この機会にむしろこちらから、その点についてお礼を申し上げたいと思つておる次第でございます。

それから次にいろいろと失格をされました方々の救済についてお尋ねがございましたが、この点は実は法律制定のときに、すでにある程度予想をいたしまして、いろいろと検討をいたしたのでございしますが、確かに昭和二十二年の末に法律が公布になりましたので、九月二十日までというように限定をして、その間の資格を得た者につきましては、法律上これを認めないという措置をとりましたので、これはいろいろ

と関係各方面と打合せましたが、何時この法律が出て、こういうふうな結果になることが一般に知られたことと同時に、また一面におきまして、当時は何らその資格につきまして制限の制度がございせんのでしたので、非常に多数の人々が、十分な資格を持たないにもかかわらず、届出一本で仕事を始めるというような傾向が多いことを聞き、業者それ自身の方々の中にも、これを問題にされた方があつたのであります。さういふ点から公布の前三箇月というものを押えまして、その以内の資格者につきましては、これを法律上は既得権と認めないという措置をとり

ました。少しむりな点が出てゐるかも知れませんが、全般的な立場からたゞいま申しましたような措置をとらざるを得なかつたのであります。その他二、三についてお話がございましたが、いずれもごもつともな点でございますが、これらの点は結局は、療術行為そのものの科学性が証明され、合理性が確定された際に、すべてを解決すべきことと思ひます。現在のところ

といたしましては、療術行為そのものが問題になつておる際でございますので、その点はそうした線に向つて進んでおりますというのを、ぜひ御了承いただきたいと思います。その御了承

それから療術協会の組合員のうち、あるいは組合員以外の者で、十分に学問的なあるいは技術的な講習を受ける者がないというふうなお話でございますが、これを厚生省の方から参加するように指示しようということでございますが、これはよほど文章などに気を付けませんと、いわゆる憲法違反の疑い

も生ずることありますので、十分この点は注意をして御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。幸いに近く衛生部長会議も開く予定でございますので、それらの機会を利用いたしまして、適当な方法で趣旨の徹底をはかるようにいたしたいと思ひます。

○内海安吉君 御答弁の御趣旨はよく承知いたしました。どうぞこの連盟の人々のために、また社会のこういつた方面の不安を一掃するためにも、一日もすみやかに本組合員に対する法案の制定をお願いいたしまして、私の説明を終りたいと思ひます。

○青柳委員 ちよつと久下政府委員にお尋ねしたいのですが、私は実は療術行為推進派の一人でありまして、私の記憶にして間違ひなければ、昭和十八年の予算において、厚生省は五十万円の研究費をもつて療術行為の研究に当たらせ、その予算を出して委託した先の名前は忘れたのでありますが、西欧医学から入りました大島博士なども入つておる団体に委託した覚えがあるのではありません。そういう事実があつたかどうか、その結果がどうであつたかというのを、覚えておられればお知らせ願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 御指摘のような事実は確かにございました。昭和十八年度の予算であつたと思ひます。金額は二万円でございます。委託先は財団法人同愛記念病院の中に、内科の主任をしておりました板倉という医師がおりましたが、板倉博士がそこに東亞治療研究所というものをつくりまして、私的なものであります。ところが委託をした事実がございまして、ところが委託

あります。これも若干準備に手間取りましたり、その後空襲を受けてしまひまして、病院そのものは残りましたが、病棟の周囲が全部焼けてしまひまして、患者がほとんど来なくなつてしまつたのであります。患者が来ないために研究も中断せざるを得ないというふうなことで、昭和十九年度も同じ予算を追加をいたしまして、金だけは出たのでございしますが、満足な結果を得ないで中絶をしてしまひました。その際のわずか半年ほどの間の中間的な報告も参つてはおりますけれども、これも全般的に問題を説明するまでの資料にはなつておりません。

○青柳委員 本年度から始めておられます調査研究、すなわち療術行為の科学性、合理性についての調査研究の見通しと言ひますか。これまた数年を要するようなことであつてはならないと思ひますが、その辺の見通しを承りたいと思ひます。

○久下政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、実は趣旨を話し、委託しまして、まだ日も浅いことでございます。その結果がどうであつたかというのを、覚えておられればお知らせ願ひたいと思ひます。

ただ相当の方々が私どもの委託に応じまして、喜んでこの仕事を引受けておられますことなどから推察いたしまして、さう何年かかかるというものでなく、ある程度の結論が出るのではなかつたかと思つております。私どもの方といたしましては、ある程度まとまつた結論が出ましたならば、逐次措置をとるようになつて行きたいと思つております。

○堀川委員長 次に日程第二、文書表第一六六号、日程第四、文書表第一

四四号、日程第六、文書表二二三号、日程第七、文書表六六〇号を一括議題といたします。まず紹介議員の説明を求めます。菊田アサノ君。

○菊田委員 まず日程第二の請願者、神奈川県国立相模原病院の代表者からの請願の事項につきまして御説明申し上げます。

本請願の要旨は、国立相模原病院は現在八百名の入院患者がおるのであります。そのうちに二脚とも切斷されたり、あるいは脊髄が損傷いたしまし、またカリニス、結核等で起き上れない者が百三十人もおるのであります。これらの療養者の経済状態はもとに悲慘をきわめておりまして、療養上に必要な配給品でさえも辞退するか、あるいはこれを買つてほかに転売する、か、あるいは非常に非常にせつぱ詰まつた生活をしておるのであります。

こういう百三十名の気の毒な人たちに對しまして、病院内の比較的軽い患者がアルバイト等によりまして、寄付金を仰ぎまして、これでその救済に充てておるのでありますが、とうていこういう方法では問題が解決できないのであります。そこでこういう起床もできないような百三十人もおる患者のために、ぜひ政府は適当な処置を講じられたいという請願の趣旨なんです。ございしますが、これにつきまして政府側の御方針を承りたいと思ひます。

○久下政府委員 御請願の趣旨につきましては、ただいま拝聴いたしましたのであります。実はこの問題は医務局の立場からお答え申し上げるよりも、社会局からお答えするのが筋だと思つて

おります。もちろん私も責任を持
つております病院におられる患者さん
のことでございまして、相ともにこ
ういう点につきまして関係の当局にお
願ひするつもりであります。後刻社会
局長に伝えまして、社会局の方から何
分の御回答を申し上げた方が筋だと思
いますから、御了承いただきたいと思
います。

○市田委員 そうすると身体障害者福
祉法というのは、社会局関係でござい
ますか。

○久下政府委員 そうです。

○市田委員 それではあらためて社会
局長においでいただきましてお伺いす
ることにいたします。

それでは、こういうことは医務局の
方でおわかりでしょうか。現在身体障
害者福祉法の実施に伴つて、この三月
で障害者が今までやつておりました街
頭募金等が打切られることになるの
で、障害者の人たちがそのために、生
活の不安にかられておられることの陳情を
受けておられるのでありますけれども、現
在そういう患者が何人おられるかとい
うような数字等について、それからま
た街頭募金が打切られることの対策に
ついて、社会局の方からお答え願ひ
のが適當であれば、この問題につきま
しても社会局の方から資料を出してい
ただいて、御答弁願ひたいと思いま
す。

○久下政府委員 お話の通り、全般的
な問題としては社会局の方からお答え
するの筋だと思ひます。ただ私ども
の方に関連がございまして、その分
だけをお答え申し上げます。国立
病院に入院しております患者が、街
頭に出まして募金をするという問題で

ありますが、これは実はいろいろと各
方面から指摘を受けておられて、私
どもとしても何分患者のことでもあり
ますし、不自由な身体で街頭に立つ
て募金をするというところは、生活に困
ることはわかりますけれども、疾病の
治療の上からも適當なことではないと
思ひまして、極力そういうことをやめ
させるように各病院長に指示いたして
おります。

○市田委員 その問題につきまして
は、さらに社会局長においでいただい
て質問いたしたいと思ひます。

次に日程第四の国立病院患者の給食
改善に関する請願につきまして請願の
趣旨の説明をいたしたいと思ひます。
この請願は、香川県善通寺町の国立善
通寺病院伏見分院から出されておしま
する請願でありまして、その要旨は、
国立病院入院患者の食費は、健康保険
診療報酬点数表によると一日が十円で
ありますが、実際支給されておる食費
は五、六円程度である。このような食
費では、結核患者等医薬品よりも重視
される栄養の補給が困難で、患者の病
氣回復を非常に阻害しておるので、ど
うぞ早く国立病院患者の給食を改善し
ていただきたい。こういう請願の趣旨
であります。

○堀川委員長 政府側の御意見を願ひ
ます。

○久下政府委員 国立病院に入院して
おります患者の食費は、健康保険の
標準で扱つておられて、お話の通り
十円でございますが、予算上組まれて
おります金額は、材料費だけでござい
ます。主食及び副食の材料費だけで
ございまして、本年一月以降入院患者
一人当り六十三円支出することに相な

つておるのであります。このほかにな
然まかないをいたしますのには、光熱
費、水道料、人件費等を伴ひますの
で、これらの計算をいたしますと、大
体十円、百円という金額にはなるよう
になつておるのであります。従来その
点が、六十三円になりました。少し
むりであつたことは事実でございます
が、本年一月以降金額の補正がござい
まして六十三円に相成りました以後
は、大体一ぱい、食費に支出してお
るという計算になるのでございませ
う。

○市田委員 この点数につきまして
は、実は私が本年直接善通寺病院をた
ずねましたときにも、今年一月からす
でに食費は六十三円に改善されてお
つたと思ひますが、そのときに施設長か
ら、この点数の計算は実は自分も非
常に納得が行かない。燃料費、人件費
等を合せてもこれだけのものはいら
ないといふことを施設長も申されてお
るのであります。その点はただいまの
久下次長の御説明とは、いささか食い
違つておるようになつておるのでは
ないかと、さういふ点につきまして、実際の
施設長の長がさういふふうに申されてお
るといふことも御考慮になつて、実情
をもう少しお調べ願ひまして、これは
もつと食費の方に付け得るのではない
かといふふうにお調べ願ひたいと思ひ
ます。

それから久下次長がただいまおつしや
いました一日六十三円ですか、実際の御
調査になつたもので、燃料費、人件費
等が何点になつておるかといふことの
資料がそちらの方にあれば、一度さう
いう明細な、裏づけになつておるもの
を出していただきたいと思います。

○久下政府委員 実はこの点について

明確なことを申し上げられない事情が
あるのでございまして。と申しますの
は、電氣代にいたしまして、別にそ
のまかない所にある電氣だけを別計算
するわけには参りませんので、病院全
体として電氣代を拂つております。そ
の他のガス、水道、石炭代にいたしま
しても、まかないだけの分を抜き出し
て計算をするといふことは、どうして
も作爲的になるわけでありまして。ま
かない所に働いておられます炊事婦など
の人員費等は明確であります。その他
の人員費になりますと、やはり掃除を
いたしたりする雑仕婦等はさういふ
うちに計算をするか。これらのものが非
常にめんどうなものでありますので、
病院経理の上から、まかないの費用の
中にさうしたものがどれだけ入つてお
るうちに計算するかといふことは、相
当の問題でありますので、はつきりと
申し上げかねるのであります。私ども
の方としては、とにかく結論的に申し
上げますと、六十三円という主食及び
その他の食事の材料費を予算上もらひ
まして、あとの費用を全部病院の経理
として一括して患者に給食をしておる
という事情であります。その結果今日
のところ、二千カローリ以上はこの
病院でも支給されておるといふ結論は
出ておりますが、これが百円になるに
はどういう計算にするか。これは差上
げてもよろしいのであります。どう
しても作爲的になり、また病院個々の
事情によりまして違ひますので、その
辺の御了承がいただければ差上げ
てもよろしいと思ひます。

○市田委員 一応さういふものをお出
し願ひたいと思ひます。それからもう
一つまかない費の問題で聞きたいの

は、これは国立病院だけでなく、療養
所の方においても今たいへん問題にな
つておるわけでありまして、承るこ
ろによりますと、同じ厚生省の中でも
栄養課の方では、栄養のたれる食費と
して百三十円と計算いたしておるとい
うようなことを聞いておるのでありま
す。さういふことを聞いておるのであ
る百三十円といふもののカローリな
り、あるいは食費の計算なりと、医務
局の方で出したものとの間がさうい
ふに食い違つておるの、さうい
ふところにあるのですか。

○久下政府委員 公衆衛生局の栄養課
からさういふ資料の出しておりますこ
とは、私どもも承知いたしております。
しかし私どもも担当者の見ましたところ
では、国立病院として必要なカローリ
を盛つた食事を支給いたしますの
に、營養課で計算したほどには費用は
かからないであらうといふようなこと
でもありましたので、大体私どもとし
て、今正確な数字は記憶しておりませ
んが、昭和二十五年年度予算の折衝の
ときに当初出した数字は、材料費
が八十七円になつておるはずでありま
して、その程度の予算がもらえればと
いふことを要望いたしたのであります
が、いろいろ予算の査定の結果、五十
円の予算にその後十三円の予算の増額
があつた、かような実情でございま
す。問題は結局八十数円の材料費を支
出したしまして、自然その他の人件
費、光熱費、炊事費を附加いたします
と、健康保健で扱います十円以上、つ
まり百円以上の経費がかかります。国
立病院としては、はたしてさういふこ
とができるかどうか、これが一つの問
題でございまして、それだけの医療費が

とればよろしうございますが、これもまた影響するところが大きいといえますので、何とかその辺の調和がとれませんか、私どもとしてはあまり多く要求いたしても、收支のバランスの点等を考えますと、無理が言えないところでございます。

○市田委員 大に療養者の待遇改善に關する請願、次の方の岡山県の国立療養所長島愛生園からの請願、七の方の東京都北多摩郡東村山町の国立療養所の多摩全生園からの請願、どちらもこれは同じく療養者の待遇改善に關する請願でありまして、大体共通している点がありますので、一括して申し上げます。

○市田委員 現在隔離された療養所の最低の衣食住の中で闘病生活をしてゐる。この状態につきましては、すでに厚生省当局の方でも御注意になつてゐることと思つておりますけれども、さしたつて必要としております所の状態の改善の要求につきましては、ここに出ております請願の具体的な問題を箇條的に申し上げて、これについて政府の御善処方をお願いしたいと思つておられます。

第一番はベットの増床のことでございます。現在二十五年年度の計画で、二千床のベット増床を許されたさうであります。この点について具体的な御計画をお伺いしたいと思います。

○久下政府委員 療養所のベットの増床は、お話の通り、昭和二十五年年度には二千床ということで御審議をお願いしておりますが、この内訳は千床は熊本県にあります菊池惠楓園という療養所にまゝ増床をいたす計画でございます。ほとんど新規に等しい増

床であります。幸い菊池惠楓園におきましては、隣接の土地に旧軍用地がありまして、県当局との話し合いによりまして、相当広範な土地を手に入れておりますので、これを使いまして、ここに千床の新設に近い増床をいたす計画でございます。あとの千床の方は、他の九個所の国立療養所に分割をして二百床、三百床あるいは百床というぐあいによつて参りたいと思つておりますが、この点はまだ予算の御決定もございせんから、今決定的に申し上げる段階に至つておりません。いずれにいたしまして、千床は他の九個所の療養所の増床に充てるつもりであります。

○市田委員 従来療養所内においては非常にきつぱり生活をしておつた。国民健康保険法の規定では、大体一人当り三畳を規定してゐるわけですが、それが実情として行われていないで、特ににはなしの夫婦者でありながら、三十畳もあるような広い場所でもつて雑居してゐるというふうな状態も出ておるので、そういう点について緩和については、どういふふうにお考えになつておられますか。

○久下政府委員 お話のように療養所の患者の一人当りの面積と申しますか、これは必ずしも十分ではございせんので、一般病院ほどに余裕がないのは事実であります。実は惠楓園に増床をいたします千床以外の他の千床分につきましては、当初はそういう考え方で、そうした予算の要求をいたしたものであります。結局どちらともつかないようなことで、とにかく千床ふえるのだというふうなかつて予算が認められました。私どもとしては、こ

の費用を使いまして何とか千人が入れようにいたしたいと思つたので、その意味におきましては、従来のきつぱりな病床を広げるという面には、十分なことができないかとも思ひますけれども、できるだけ予算のやりくりをいたしまして、その方面にも使つて行きたい。それから今お話がございまして、あとでまたお話が出るかとも思ひますが、夫婦者の問題なんかにつきましても、十分これらの金を活用して効果をあげるようにいたしたいというつもりであります。

○市田委員 この前に療養所の所長會議のあと、本委員会に事務局長だつたと思ひますが御同席になりました際に、やはり同じ問題でお聞きしましたときに、夫婦者だけは今年度解決するといふことを御答弁になつたと思ひます。ほかの不便なこと等につきましては忍ぶといたしたとしても、そういう夫婦者の点だけは、新しい施設を御願ひしたいというのには、特に今回の二つの療養所内においての御要求されておるのであります。この点につきまして、ただいまとしては非常に見込みが薄いといふことになるわけでしょうか。お尋ねいたします。

○久下政府委員 そういふ意味で申し上げたのではないのであります。医療局長が申し上げたのはどういふふうな意味で申し上げたか存じませんが、本年度で全部夫婦者の問題は解決するのではないのであります。ただ多摩全生園に行つて見ましたところ、大した金もかからずに、しかも非常にぐあいいよく参るということがはつきりいたしましたので、それを逐次他の療養所に及ぼしますように、今計画中であります。

す。本年度と申しますのは、二十五年年度という意味で申し上げたのかも知れませんが、私どももいたしましては、夫婦者の問題は、かねてこの委員会において重要な問題として御質疑なり、御意見を伺つておりました。十分力を入れてこれを解決して参りたい。望み薄ということではなしに、大いに期待を持つていただいではいけないと思ひます。

○市田委員 あと、こちらで項目を續けてお尋ねいたしますから、順次お答え願ひたいと思つたのですが、療養所の問題について、もつと根本的な療養の問題について処置をお願いしたい。こういう請願の趣旨があります。

○久下政府委員 まず療養所の設立の問題であります。私どもかねてから、その要望のありますことは承知をいたしておるのであります。今日のところといたしましては、各療養所に

のために研究施設を持ちまして、研究を續けておりますし、また外部の研究の結果等も、十分そういう趣旨で、療養所長なり、療養所の医官が横の連絡をとりつ、これを取入れてやつておりますので、特別に研究施設を設立しなくとも、療養所の問題は研究が行き届くのではないかとこのうに考えておる次第であります。

○市田委員 二十五年年度は、研究費はどのくらい出ておりますか。

○久下政府委員 ちよつと金額を持つて参りませんでしたが、後ほど申し上げます。

それから、慰安金であります。私どもとしましては、実はこれはもつともだと思ひまして、要求通りではございせんが、月三百円に増額方を要求いたしましたのであります。いろいろ予算の実情から、どうしても二百円というところで、二十五年年度の予算も実はそれ以上認められないような実情でございします。私ども、たいへんこれは遺憾に思つておるのであります。なおこれは、今後とも財務当局と折衝をいたしまして、増額に努力をいたすつもりであります。

それから次は、作業慰勞金の問題につきましても、私も五割増しの要求をいたしたのであります。結果として二十五年年度予算に現れております数字は、若干ずつ単価増額を認められておるのであります。五割増しにはなりませぬけれども、具体的に申し上げますと、作業の種類によりまして甲、乙、丙の三種にわけられてありますが、甲という、最も重労働と言ひますが、それに該当しますのは、人数の点におきま

しても多くなつておりますし、單価の点におきましても、一人当り年四千四百四十六円というのが本年度の予算であり、二十五年度の予算案では四千五百円に増額されております。それから乙の作業につきましては、一人当り年單価三千三百六十六円でありましたものが、三千六百円になつております。丙の種類の作業につきましては、二十四年度は千六百五十五円でありましたのが、二十五年度には千八百円というように、財務当局の承認を得まして、ただいま御審議をいたしておる次第であります。若干の改善を見られるということでありまして、私どもとしても必ずしも十分とは思つておりません。今後ともなお努力をいたしたいと思つております。

それから次は、食費についてのお尋ねでございます。この点も御指摘の通りで、私どもはなほ遺憾に思つておるのではありませんが、これは何とか予算の案の面におきまして、くふうをいたしまして、実質的に同じであるようにいたしたいというつもりで考へております。

○田委員 なお一、二点、今の御答弁についてお伺いしたいのですが、最後の食費の点は、くふうにおいて実質上はかわらないだけのものをとりたいということ、予算措置はしないので、療養所内の経費の差繰りによつてそういうふうにしたというお考えでしようか。

それだけふえて、国としてそれができなかったのはどういふわけか。これはごくわずかの金だと思ふのですが、なぜそれが出なかつたのか。簡單でよいのですが、その二点だけ御答弁を願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 第一のお尋ねの点は、大体御趣旨の通りであります。予算のことだから、あまりむちやなことではできませんけれども、合法的な範囲内におきまして、できるだけそういう方面にまわるようにしたいというつもりであります。それから第二の、慰安金の問題であります。ごく大ざつばな計算で恐縮であります。一人あたり、月百円といたしますと、年に千二百百円で、現在患者が八千三百人おりますから、約一千万円になります。

○田委員 それはやはり、予算上はかに重要なものがあるから、これは出ないというわけですか。

○久下政府委員 これは、私からお答へするのはいかかと思ひますが、実は作業慰安金の問題につきましても、慰安金につきましても、食費につきましても、プロミンにつきましても、私どもとしては、すべての点に予算の増額を頼んだ。その一部がある程度認められ、一部はけられるというふうなことで、これだけに限つて予算が足りないからという特別なことはございませう。結局結果的に見て、それ以上のことは財政的に認められないということと考へております。

飯塚議員。○飯塚定雄君 本請願は、国立秋田病院の焼失病棟の復旧に関する請願でございます。これは昨年の十月三十日未明に落雷によつて焼失したのであります。当時早速当事者から本省に詳細なる御報告を申し上げておるはずでありますから、私は簡単に、復旧をいたしたいというお願いを申し上げたいと思ひます。

本病棟の罹災は、伝染病棟の大半を焼失したのであります。その伝染病棟は当初二十四のベッドがありました。が、その大半を焼失し、その利用は急性伝染病と開放性結核に利用しておつたのであります。開設以来の利用は極度の利用度であつたのであります。入院の希望者も多く、常に予約によつて入院をしなければならぬという状態にございまして、焼失後はさらにこの感を強くし、常に二十数名の結核患者が収容せられておるのであります。焼失後伝染病の専門の病棟が焼けたのでありますから、従つて内科の一部を開放して、伝染病の病棟に充てておるようになつております。伝染病という観点から見まして、まことに寒心にたえない次第であります。どうかこの点を御考慮くださいまして、すみやかに復旧をしていただきたいと思いますのであります。ことに立地条件と申しますか、これは秋田市に設けられてあるのであります。秋田市を中心に半径約四十キロの広範囲にわたる町村の患者を診療しております。この利用者層から見ますと、あるいは健康保険組合員、あるいは未帰還者の家族、あるいは医療扶助を受けておる人たちが、あるいは国家の共

済組合の組合員であるとか、経済的に見て主としてそういう患者が多いのであります。どうかこれらの点も御考慮くださいまして、すみやかなる復旧をお願いするとともに、でき得べくんば五十病床ぐらいまでふやしていただきたいということを、特に御考慮をお願いしたい次第であります。

以上簡單であります。国立秋田病院の復旧をすみやかにせられんことをお願いする次第であります。

○堀川委員 政府側の御意見を願ひます。

○久下政府委員 秋田病院の復旧につきまして、御熱意のあるお話を承りました。感謝いたす次第であります。私どももいたしまして、できるだけ早くこれを復旧することに努力をいたしたいと思つておるのであります。何分にも来年度の予算として予定されております金額が、全体としてきつめて少額でありますので、今ただちに時間的な区切りを設けて、お約束申し上げることはできない実情であります。十分この点につきまして私どもとしても誠意をもつて當るつもりでございまして、本日のところはその程度で御了承いただきたいと思ひます。

○堀川委員 次に日程第九、文書表一二七号を議題といたします。紹介議員がおりませんので、かわつて今景議員にお願い申し上げます。

○今景委員 紹介議員の岡谷光衛先生が欠席でありますので、かわつて私より趣旨を御説明申し上げます。

国立福島療養所火災による災害者救済に関する請願であります。請願人は福島県岩瀬郡須賀川町にありますが国立

福島療養所入所者自治会災害対策委員会であります。昭和二十五年一月十六日午後一時三十分、国立福島療養所の第十病棟の湯沸し場より出火いたしました。折柄の風と消火設備の不完全によつて、二十数分間で同病棟を全焼いたしましたのであります。出火の原因は目下詳細に究明中でありまして、湯沸し場の耐火設備の不備が最大の原因と思われております。また加えて消火設備が皆無の状態でありましたので、何の処置の施しようもなく、またたき間にこの火災によつて病棟の焼失を見た次第でございます。この火災によつて罹災いたしました患者の総数は四十二名で、火足が非常に早かつたために、ようやく身一つをもつて避難したような状態でありまして、患者の大多数は所有品のほとんど全部を焼失するやうな状態になつたのであります。重傷者を救い出す人がなく、このような場合における処置にふなれであつたために、火の身辺に及ぶまでこれを知らず、火災の事実を叫ぶ者さえなかつたために、罹災者がこのやうな災害を受けたこと、不幸中の不幸といわなければならぬと思ひます。患者のほとんどは社会保険制度の上に療養する身でありまして、患者の焼失したものは金額にいたしますれば、七十余万円に及んでおりますことは、窮乏生活を余儀なくせられております患者にとりましては、まことに重大な影響を與えておるといふべきではないのであります。どうかこれらの現状をよく御察くださいます。積極的な御努力と御援助を切望してやまない次第であります。この請願の結論といたしまして、左の三項目をあげておるのであり

ます、焼失病棟のすみやかなる復興、罹災者の救護、防火設備の増設と予算の増額、以上の三項目でございまして、御当局の熱意のある御回答を承りたいと思ひます。

○堀川委員長 ます政府側の御意見を願ひます。

○久下政府委員 福島療養所の火災によりまして、患者の中から罹災者が出ましたことは、私も御同情にたえないところであります。罹災直後に、福島療養所で保管しておりました真綿のチョッキを、各被害者にとりあてず一枚づつ配給いたしますとともに、国立塩原温泉療養所で保管しておりました毛布百枚を保管転換をいたしましたのであります。その後さらに東北出張所管内の各施設から、約百枚の毛布を移管するように、私どもの方から指示をいたしましたのであります。この措置はすでに済んでおると心得ておるのであります。また社会局の方にも連絡しお願いいたしました。ララ物資の衣料二こより、すなわち下着約二百五十点を送付いたしました。罹災患者に配給するようにいたしました次第であります。そのほかにも困窮者につきましては、県の扶助を受けますように、地方事務所を通じてお願いをいたしておるのであります。さような状態でございまして、私どもとしては一応の手は盡したつもりであります。なお不十分な点もあると思ひますので、今後ともこの辺のところは十分努力して参りたいと思つております。

それから次に焼失病棟の復旧の問題でございしますが、福島療養所にはまだ患者の入つておりません余裕の病棟がありまして、これに對しましては御承

知の通り、昭和二十五年年度の予算案に結核療養所大整備の経費が計上せられておりますので、この中から金をまわしまして、そうした余裕病棟に手を加え、結局福島療養所の患者の收容には支障のないようにいたす考えであります。

それから防火設備の増設であります。これもごもつともなのであります。私も私どもとしては昭和二十五年年度におきまして、予算の許しを限り、何とか整備をするようにいたすつもりであります。何分各病院、療養所ともにほとんど全部が木造の建物でありますために、一旦出火いたしますと、なかなか途中で防火をするというところは困難な事情であります。従つて私どもとしては防火設備の整備もさることながら、火災の原因をつくらぬという方面につきまして、しばしば嚴重に警告しておる次第であります。

○堀川委員長 次に日程第一七及び一八、文書表第一二一六及び一三三六号を一括して議題といたします。紹介議員がお見えになりませんから、かわつて市田アサノ君に御説明願ひます。

○市田委員 これは看護婦資格既得権者に国家試験の特例設定に関する諸願であります。東京大学医学部附属医院橋本マサ外三十三名から提出せられたものであります。紹介議員の吉田省三氏にかわりまして私が御説明申し上げます。

現行の保健婦助産婦看護婦法によりまして、来る九月から甲種看護婦の国家試験が行われることになっており、現在の看護婦資格既得権者も、この甲種看護婦の国家試験を受験する資格を與

えられておるのであります。これは現在の既得の看護婦にとつてまことにありがたい恩恵のように思われまますが、実際は決してそうではないのであります。そも、現在甲種看護婦学校の看護技術面の指導は、一休だれがやつてゐるのでしょうか。それは現在の看護婦資格既得権者がこれをやつております。看護技術といふものは回数に回数を重ねて初めてつづばに獲得できるものであることは、外科医の手術手技、内科医の診断に相当するものであります。この指導者と、新しく卒業する看護婦と同じ試験を受けてみよとき、もし方一この指導者にして不合格のうき目を見たときはどういう結果になりましよう。また一日や二日の試験では、からだの状況その他のことで十分自信があると思ふ者も、すつかり自分の持つておる技術の発表するでできない場合もありましよう。また長年かかつて獲得いたしました熟練した技術は、そういう短期間の検査でも十分調べられることはとうてい不可能なのであります。ことさらに、これまで黙々として働いておりました日本の看護婦には、臨床技術のある点では、医師と同等と思われる手腕を持つてゐる者もたくさんあります。そういうことを全然無視いたしまして、新しく卒業する看護婦に合理的な国家試験も現在の看護婦にとつてはまことに不合理な試験となり、この不合理な試験の結果は、今日でさえ不足である看護婦の数、すなわち医療法完全実施のあかつきには、十六万人の看護婦がいるのであります。現在ではわずかに六万数千人の実働者があるだけである。その看護婦の数をますます少くさせて、わが国の保健衛生上ゆゆしい

結果になるということも考えられるのであります。ですから、この際政府におかれましては、現在の既得権者に対する国家試験にかえて、徹底的な再教育をもつて厚生省の看護婦名簿に登録するようの特例を設けられたいというので、この請願をする次第でござい

ます。

○久下政府委員 御承知の通り従来の法令によりまして資格を得ました看護婦は、新しい保健婦助産婦看護婦法によりまして、業務上におきましては、新しい制度による甲種看護婦と何ら差別が與えられておらないのであります。言葉をかえて申しますと、新しい制度による乙種看護婦の方は業務上の制限が加へられておりますが、従来の看護婦には何ら制限が加へられず、そのまま看護婦の仕事に継続し得ることと相なつてゐるのであります。従つて、その意味から申しますならば、名前こそ甲種といふことは申しませんが、甲種と実態的には何らかわりないものといふように私も思つては考へてゐる次第でございまして、そこで現在の法律によりまして、その上さらに、将来新しい制度が全面的に実施せられ

まして、甲種看護婦、乙種看護婦といふようなものが制度的に出て参りますことになりますれば、やはり従来の看護婦としても、甲種という名前をほしいう方が多く出て来るであらうといふことを考へまして、特に何らの條件をつけずに、甲種看護婦の試験を受け得るようになした次第であります。言葉をかえて申しますれば、試験は受けなくても、従来通り仕事はして行けるのであります。特にそうした意味から甲種看護婦試験の受験資格を認めましたのであります。その点におきましては別段私どもとしては、不合理はないものと思つてゐます。甲種看護婦にならなくとも、甲種看護婦と同じように仕事は今後も続けに行けるわけでありまして、その上さらに従来の看護婦は、御承知の通り検定試験で通つて来た者もありまして、あるいは義務教育を終りました程度で看護婦になつておる者もありまして、あるいはまた専門学校程度の教育を受けた者もあるといふやうなぐあいでありまして、一口に従来看護婦と申しましても、その実質におきましては、いろいろの差異があるのであります。これを一括いたしまして、無條件で甲種看護婦の資格を與えるということとは、制度的にむづかしいと思ひます。か、こう思つてゐる次第でござい

ます。なほ、お話の中にございした甲種看護婦の指導をしておるのは従来看護婦ではないか、これはその通りでございしますが、しかしながら甲種看護婦の養成を指導しております養成所の専任教員は、昨年来私どもの方で四箇月間の徹底した教育を施しましてやつてもらつてゐるのであります。單なる従

まして、甲種看護婦、乙種看護婦といふようなものが制度的に出て参りますことになりますれば、やはり従来の看護婦としても、甲種という名前をほしいう方が多く出て来るであらうといふことを考へまして、特に何らの條件をつけずに、甲種看護婦の試験を受け得るようになした次第であります。言葉をかえて申しますれば、試験は受けなくても、従来通り仕事はして行けるのであります。特にそうした意味から甲種看護婦試験の受験資格を認めましたのであります。その点におきましては別段私どもとしては、不合理はないものと思つてゐます。甲種看護婦にならなくとも、甲種看護婦と同じように仕事は今後も続けに行けるわけでありまして、その上さらに従来の看護婦は、御承知の通り検定試験で通つて来た者もありまして、あるいは義務教育を終りました程度で看護婦になつておる者もありまして、あるいはまた専門学校程度の教育を受けた者もあるといふやうなぐあいでありまして、一口に従来看護婦と申しましても、その実質におきましては、いろいろの差異があるのであります。これを一括いたしまして、無條件で甲種看護婦の資格を與えるということとは、制度的にむづかしいと思ひます。か、こう思つてゐる次第でござい

来看護婦ではないと私も考えておる次第でございます。従つてこれは私も自身病院を持つておりますので考えておることではあります。甲種でありまして、あるいは従来の看護婦でありまして、その昇進、資格等につきましては、何ら差異を設けない扱いをするつもりでございますので、私の考えとしては、今御請願の趣旨のよう、ただいまの法律で定められております国家試験の特例を廃止することはいかがであらうかというふうに存じておる次第であります。

○荻田委員 ただいまの御答弁の中のことについて、二お伺いしたいと思ひます。それでは、実際上は甲種看護婦がやると同じような業務上の仕事ができるのだという御答弁だったので、第一番に、これは名称はどういうことになるのか。甲種看護婦があり、乙種看護婦があり、今度そういう既得権者の看護婦があるわけですが、そういう人たちは甲種と呼ばなければ乙種と呼ぶのでしょうか。それとも何か特別な名称が與えられるでしょうか。この点を一つお聞きしたい。

それから、実際上、業務上は同一でありまして、区別してあるからには、待遇その他について違ふところがあると思ひますが、どういふ点が、実際上は同じ仕事をやつていても、甲種看護婦と今までの既得権者と違ふか。その点の御答弁を願ひたい。

それから、ただいま次長のお答への中に、現在甲種看護婦の資格をとる人たちの指導している人たちは、以前の既得権者の中で徹底的な四箇月の教育をした人がやつてゐるという御答弁があつたのですが、四箇月間徹底的な補

導教育をやれば、甲種看護婦を指導するくらいは技術があるというわけですから、他の人たちに對してしまつても、四箇月でなくとも、その半分にしても、あるいは四分の一にしても、相當な補習教育がされますれば、この請願の趣旨にあるような、甲種看護婦と何ら違ひない実質を得るということとは、その点でも明らかでありますから、そういうことを厚生省にやつていただくことは、これは厚生省の方でやる意思があれば不可能ではないと思ひますが、その点についても御答へを願ひます。

○久下政府委員 第一は呼称の問題であります。従来の看護婦はただ單に看護婦ということに相なつておりました。従つてそのほかの新制度による甲種看護婦、乙種看護婦といふものは併存をいたしまして、當分の間、従来の看護婦がありましても、その三種の看護婦があるということになるわけでありま。そこで甲種看護婦と従来の看護婦と——わかりよく言へばただ看護婦でありま。——の違ひということについてのお尋ねであります。仕事の上下におきましては違ひがございませ。言葉をかえて申しますならば、乙種看護婦に仕事の制限があつて、特定の急性かつ重症の疾病の看護ができません。あるいは甲種看護婦または医師の指導がなければ仕事に従事してはならないという制限があります。それ以外、従来の看護婦につきましても、独立して看護の仕事に従事できる、しかも疾病に對しても何らの制限がないという点におきまして、新しい甲種看護婦と差別はないのであります。ただ、しつて問題になるといたし

ますならば、法文の上で、乙種看護婦を指導するといふ言葉が、従来の看護婦にはございせん。つまり乙種看護婦のところ規定してありますのは、医師または甲種看護婦の指導ということであつて、従来の看護婦の指導といふことがあつたので、その点が若干疑問を生ずる点ではないかと思ひます。この点につきましても、私どもとしては實際問題として以上申し上げてゐる通りでありますので、従来の看護婦さんが新しい看護婦を指導して行くべきものであると思ひまして、さういふ指導をするつもりでいるのであります。

それから四箇月の教育で甲種を指導するやうなものができたら、みんなやつてもよいのであります。この点は若干問題があるのではないかと思ひます。甲種看護婦養成所の専任教員になりますやうな従来看護婦は、現在の普通の看護婦の中でも、特に優秀な人を選んでやつてゐるのであります。何人でも同様に参るとは私ども考えておりません。同時にまたさういふことを考えますと、相當長期の教育といふことになりまして、なか／＼病院の事情から、あるいは経費の關係から許されない点が多いのではないかと考えます。それよりも、仕事をしながら若干の勉強をして、さらにあるいはまた、その他の短期講習等も私どもの方で全国的に、ごく少数ずつではあります。が、年來やつておりますので、事後に續けて行くつもりであります。この講習にも参加していただくとかして、試験を受けられれば、新しい制度による甲種看護婦の免許証が出るようになりますので、さういふ筋を進んでいただく方が、制度的に取扱いがよ

いのではないかと思つてゐるのであります。

○荻田委員 ほかにもいろいろそのことについて御質問したいことがあるので、それよりも、それよりも、今病院で働きながら勉強して受けた方がいいではないかといふことですが、看護婦さんの実情を見ますと、これはさういふ働きながら勉強できるというやうな状態ではない。これは次長は私よりもよく知つておられるはずであります。方々の病院で看護婦の定員が足りないところが多い。とうてい勉強するどころでなく、非常に疲勞してゐるわけですから、政府の方でさういふ御趣旨ならば、受けたといふ看護婦について、政府の方の保障で何らかさういふ勉強ができる余裕が與えられるよう措置が考へられてゐるかどうか。これをお聞きしたい。

それから現在岡山等では、看護婦さんの帽子に線のようなものが入つて、看護婦さんの職制のやうなものができかけてゐるのですが、実際上は力量が違ひないといふ看護婦さんであつても、看護婦さんの間にさういふやうな三通りの職制が生れる危険性が考へられるのですが、さういふ点についてどういふふうにお考へになつておりますか。

○久下政府委員 第一は、現在働いてゐる看護婦さん方に講習を受けられるやうな保障を政府において與えようといふことでございます。私どもとしては、すでに御審議をいただいたと思ひますが、若干の予算を計上して、あるいは私どもが直接に、あるいは府県に補助をいたしまして、従来の看護婦さんの再教育をやつてゐるのであります。

す。御希望のある方に参加するやうにお奨めしてゐる程度でございます。

私どもの方から強制的に講習に出ろといふことは、私どもの権限では言へないことであると思ひますので、その程度で御了承いただきたいと思ひます。

それから次に看護婦の職制のことについて御懸念のあるお尋ねであります。これは指導といふやうな立場から、御趣旨の点は誤りのないやうにしたいと思ひます。たとえばお話のやうな、看護婦の帽子などに甲種と従来看護婦との区別をつけるということがあります。それはさういふことではないと思ひます。それらの点につきましては、私どもの與えられた権限の範囲内で、適當に指導して参りたいと思ひます。

○荻田委員 補習教育の予算を組んだだけでは、先ほど申しましたやうに實際人手が足りなくて、さういふやうな補習教育も受けられないし、また国家試験を受ける勉強ができないといふ実情に對して、厚生省としてもつと積極的な措置をとつておられるかどうかといふことをお聞きしたわけですが。

○久下政府委員 講習会を開催いたします場合には、一定の計画を立てまして、關係のある病院に参加方をお奨めするわけでありま。さういたしますと病院では、病院の業務にさしつかえない限り参加さしてくれる。少くとも従来の例から申しますれば参加してやつております。講習に参加いたします看護婦さんは、当該病院から俸給を受けつつ勉強するといふやうなことでやつております。講習を受けまことは御本人のためだけになしに、病院としても看護能率の向上の上にはいいことであるので、私どもとしては

ただいままでのところ、そういう点について、せつかく予算を組んだけれども受講者がなくて、その予算を使うに由がないという事情を聞いておられないであります。別段むりなことをしなくとも、ただいまの段階では各方面の御協力を得ていると考える次第であります。

○田田委員 それでは直接看護婦さんの方から出ておきます質問があるわけですから、それを逐次申し上げまして答弁願いたいと思います。それは政府の方では、今年度の受験の予算を一万八分として予定しておられるのであります。既得権者全部と、それから新甲種看護婦卒業生等の全部が受験した場合に、そういう希望があつた場合に、この予算の關係からいましては、受験の制限をやつたり、あるいは自己負担をかけられるというようなことはないかどうか。こういう場合に、予算措置として、さらに追加予算等を組まれるということが可能であるかどうか。この点についてお聞きしたいと思います。

○久下政府委員 二十五年度の看護婦国家試験の予算は、お話の通り一万八分を計上してございます。この基礎をつくりましたのは、私どもとしては予算の計上の上から執行上困ると思ひまして、各府県に公文書で問合せをし、それを集計いたしました。大体間に合ふであろうという予想で、一万八分の予算を組んであるものであります。従つて私どもの予想以上に受験者が多いということでありますれば、現在の予算ではとうていまかない切れません。その際にはとりあへずの措置は措置として、試験を執行いたしました。何とか追加

予算等で予算的な処置を講じなければならぬものと私も考えておる次第でございます。受験者が多いから、あるいは予算がないからといつて、受験をお断りするということな考えは毛頭ございません。

○田田委員 次に試験場が全国三十箇所、時日は二日間と予定いたしておられますが、受験希望者が一斉に受験することとなつた場合には、病院の中の業務が非常にさしかえを来すということが考えられますが、こういう点についてはどういう措置をお考えになつておられますか。

○久下政府委員 実はまだそこまで予算の決定もございません。しかも第一回の甲種看護婦国家試験は、本年の十月ごろに実施することを予定いたしております。細部にわたつた詳しい試験計画等は確立をいたしておりませんので、今御質問の点につきましては、確かに問題もあるかと思ひますが、これらの点につきましては、なお受験希望者を試験の間近になつたならば、再度調査をいたしまして、非常に受験者の多い場合には、当該病院に試験場を設けるとかいう方法で、できるだけ便宜な措置を講じたいと考えております。

○堀川委員長 田田委員に申し上げますが、羅列してあるのを一応全部言われたらどうです、質疑ではないのですから。

○田田委員 承知しました。御答弁に都合がいいかと思つたのですが、それは一括して申し上げます。

次にお伺いしたい点は、看護婦の再教育の予算が二十五年度分でのくら

い、あるいは甲種看護婦の本年度の卒業生は何か見ておられるか。これは一緒にになりましたが、最初の看護婦の再教育の予算の点が第三番目の質問事項であり第四番目は、甲種看護婦の本年度卒業生が何名くらいかという点であり、第五番目は、認定された甲種看護婦学校は全国で何十箇所か。東京都内では何十箇所かというわけでありまして、それから第六は、乙種看護婦養成所は全国で何十箇所か定められておるか、一九五〇年度卒業生が何名くらいであるかという点をお伺いします。それから第七には、法令第五十三條二項によりまして、既得権看護婦は甲種看護婦並の仕事はできても、業務範囲外の事項については、乙種看護婦に準ずるとありますが、待遇その他甲種看護婦並に扱ふかという点です。それから第八項は、すでに国立では大部分の既得権者を乙種看護婦とみなして、待遇、号俸等の開きをつけて予算を組んであると聞いておりますが、その点はどうですか。それから第九番目は、再教育の講習場所は全国で何十箇所以外に増す意向はないかどうか。

大体以上の点につきましては一応御答弁を願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 お尋ねの点の大部分が数字にわたる点でございますが、実はたいへん申訳ないですが、きょう数字を持つて参りませんでした。これは後ほど資料として差上げることにしてお許しをいただきたいと思ひます。ここで答えてできることだけを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、別段甲種との間に差別をつける意思はござ

いません。国立病院におきまして、差別待遇をする前提で予算を組んであるのではないかと一ことであります。その事実もございせん。その他の問題につきましては、みな数字にわたることでありまして、後ほど資料をお届けするということでお許しを願ひたいと思ひます。

○田田委員 看護婦さんの国家試験の問題につきましては、実は全国のあらゆる看護婦協会と、その他の看護婦さんの団体を含めまして、国家試験を定時に数十箇所の場所で行うという方針に対しましては、一斉に反対で、今全国的な大きな反対の運動が起つてゐるわけなんです。私も厚生委員会といひましたけれども、社会党の厚生委員の人たちとは、御一緒にしはく、そういう看護婦さんたちの訴えを聞きまして、これについても何とか厚生当局に対しまして、再考を願ひたいという考えを相からず持つてゐるものであります。実は今日のこの諸願が出る場合には、そういう平素御一緒に御相談しました人はみな委員外質問をさしていただいて、十分に納得の行くような御答弁を得たいというふうに考えておつたわけでありまして、今日はかような状態で、私どももいたしまして、非常に不十分な御回答しかいたいたしてございせん、この問題につきましては、なおまた日をあらためまして、もつとつとつ込んでいろいろ御質問も申し上げ、御答弁をお願ひしたいと思つております。先ほどの御答弁の中にもありましたが、看護婦さんの一これ

は全国一様に行かなくても、十分の補習教育さえ受ければ、従来の技術等をもちまして、新しく出られる甲種看護

婦さんの実力に匹敵されるものは幾らでもあるので、こういう看護婦さんの必要である現状を考慮されまして、一律的なやり方ではなくて、もつと徹底的な補習教育を受けさせた上で、もつと容易な方法で看護婦資格が得られることにつきまして、私どももできるだけ成案を練つて御相談申し上げ、御当局としても、そういう強い看護婦さんの希望があるという点をぜひお含みいただきまして、さらに予算その他の御折衝もなさしまして御答弁を願ひたい。今日は大体これくらいなことで私の質問を終りたいと思ひます。

それから御答弁願へませんでした点につきましては、明日にでも御回答いたされるでしょうか。

○久下政府委員 多分よろしいと思ひます。

○堀川委員長 残余の日程は延期しまして、本日はこの程度で諸願の審査を打切ることいたします。明日は午後一時から理事會を開きまして、二時から委員會を開くことにします。それでは本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十九分散會

〔參照〕
厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕